平成２９年（フ）第１９４８号
東京都大田区蒲田３丁目12―18―101
破産者　山崎　隆蔵
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９７６号
東京都大田区西蒲田５丁目４―24
破産者　木村　一夫
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１８８号
東京都港区六本木４丁目３番11号　六本木ユニハウス223号
破産者　合同会社Ｓｔｏｒｙ　ｔｅｌｌｅｒ
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１８９号
東京都世田谷区岡本２丁目24―19―301
破産者　中山　　光
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２０２号
東京都墨田区江東橋４丁目６番７号
破産者　ダイソービルド株式会社
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２０３号
東京都江東区富岡２丁目８－３―204
破産者　小平　隆司
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２０４号
新潟県長岡市中条新田乙109番地
破産者　有限会社明和
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２０５号
東京都板橋区小豆沢１丁目23―11　トッパンハイツ小豆沢
破産者　田中　　明
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２２５号
東京都豊島区西巣鴨２丁目５―21―301
破産者　友常　博之
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２５７号
東京都渋谷区南平台町15番10号　ＭＡＣ渋谷ビル８階
破産者　株式会社ダイミツホーム
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２６３号
東京都練馬区富士見台３丁目25番６号
破産者　名切建興株式会社
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２６４号
東京都練馬区富士見台３丁目25―６
破産者　坂本　林和
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３１７号
東京都荒川区町屋４丁目20―９　シャトー相馬Ⅱ301
破産者　中野　久子
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３３４号
東京都北区志茂５丁目37―10―403、商業登記簿上の本店所在地東京都北区滝野川６丁目25番地
破産者　日本グラビア株式会社
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３３５号
東京都北区豊島５丁目５－７―1128、開始決定時の住所東京都北区志茂５丁目37―10―403
破産者　高橋　孝一
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３４５号
東京都港区南青山５丁目７番23号
破産者　ＨＡＩＲ　ＤＩＭＥＮＳＩＯＮ株式会社
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３４６号
東京都新宿区四谷４丁目３番１号
破産者　株式会社ヘアーディメンションホールディングス
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３４７号
東京都港区東麻布３－５―15―211、住民票上の住所東京都港区南青山７丁目１－５―803
破産者　飯塚　和美
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３４８号
東京都目黒区目黒２丁目12―10―Ｂ1201
破産者　飯塚　保佑
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３８０号
東京都日野市日野本町２丁目20番13号
破産者　株式会社個別指導塾アスト
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２３８１号
東京都日野市神明３丁目24―１―201
破産者　成島　　悠
1　決定年月日　平成29年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部